

令和7年度 指定管理者導入施設 管理運営評価シート

1 評価対象施設の概要

施設名称	生駒市デイサービスセンター 幸楽					
所在地	生駒市北新町3番1号					
指定管理者名	社会福祉法人生駒市社会福祉協議会	指定期間	開始日	令和 3 年 4 月 1 日		
利用料金制適用区分	利用料金制		終了日	令和 8 年 3 月 31 日		
選定方法	公募	評価実施年	指定期間 5 年のうち 5 年目			
設置目的	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第2項の規定により、本市に老人デイサービスセンターを設置					
主な実施事業等	入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導等を行う事業その他市長が必要と認める事業。					

2 利用実績

利用区分等	単位	予定(計画・目標)	利用実績	対前年度比	増減の理由等
要介護者	人	5,300	3,404	56.4%	閉所に伴う減少
通所型介護予防	人	1,000	292	75.8%	サービスAへの人流
通所型サービスA	人	400	233	76.6%	要介護者への人流

3 事業収支

		事業計画	事業報告（実績）	（参考）前年度実績
収入計	A	80658000	73023628	82089655
指定管理料				
利用料金収入	C	64,190,000	37,928,374	65,445,198
自主事業収入				
その他		16,468,000	35,095,254	16,644,457
支出計	B	92698000	80192568	79893291
指定事業費		92,698,000	80,192,568	79,893,291
うち人件費	D	61,020,000	55,620,851	52,172,293
うち再委託料	E	5,020,000	6,197,519	5,526,678
自主事業費				
事業収支	A-B	-12040000	-7168940	2196364
利用料金比率	C/A	79.6%	51.9%	79.7%
人件費比率	D/B	65.8%	69.4%	65.3%
再委託費比率	E/B	5.4%	7.7%	6.9%
補足説明（必要に応じて記入）				
その他収入は、デイサービス事業廃止に伴う損失補填分で大幅に増額されています。				

※人件費(D)及び再委託料(E)は主な支出内訳のため、DとEの合計額が指定事業費にはなりません。

4 総合評価等（最終年度の管理運営に対する評価）

市の評価
日中の介護サービス提供は安定して実施され、適切な施設の維持管理にご尽力いただきました。閉館に伴う後処理も適切に進められました。